# 法律力養成講座

- I. はじめに
- Ⅱ. 法律力とは?
- Ⅲ. 法律の基本
- IV. ビジネスと法
- V. 今後争われるであろう問題
- VI. おわりに

## I. はじめに

法律、または法学部と聞いて、諸君はどんなイメージを抱くだろうか。地獄の法、重たい六法全書、難解な法律用語、退屈な授業、眼鏡率の高さ(?)…。これらのイメージは大方合っていると言ってもよい。しかし、恐らく多くの人が感じているであろう「法律はムズかしい」「別世界のもの」といった捉え方は、考え直すべきである。なぜなら、法律は我々の生活に密に関わるものであるし、そしてなにより、法律は知っている者の味方である。

本日の勉強会では、少なからず実務として法律に触れた経験のある私が、実生活、とくに社会に出てから役に立つであろう法律的思考力についてお話したい。

# II. 法律力とは?

#### i. 法律力の定義

法律力ということばは、荘司雅彦弁護士の著書より拝借した。以下に、著者が法律力に関して述べた部分を引用する。

「法律力」というのは私の造語で、法的思考力と法解釈力を附せたものです。(中略)そもそも法が適用される場面は、利益対立が生じている状況です。その利益対立をバランス良く解決し、論理的に説明するための力が法律力です。また、法解釈力は、はじめて見る条文であってもその趣旨を正確に読みとる力です。

後者の法解釈力とはまさに、法学部の学生が4年間のうちに身につけるべき最も重要なメソッドのひとつである。弁護士をはじめ、プロの法律家は六法の全条文を暗記してはいない(当然、重要な条文は暗唱できるであろうが)。しかし、条文にひとたび目を通せばその意図を汲み取ることができるのである。本勉強会では前者の法的思考力について具体的なケースを取り上げながら考察し、後者の法解釈力を高めることで、法律に触れる際のハードルを少しでも下げることが出来たら幸いである。

#### ii. 法律力を身につける意義

学生である我々も、いずれは社会に出て働くことになる。経済状況が激変しつつある今日、 組織に依存した生き方が危険であることは明白である。超優良企業に勤務していても、数年後 には会社自体がなくなってしまいかねないのが今日のビジネス社会の偽らざる現実なのである。

そのため、個の力を強くすべく各種資格を取得したり、語学を勉強したり、様々な方法でスキルを磨いている学生も多いことだろう。しかし、たとえば電力会社に勤めるのならば宅建の資格は殆ど役に立たないし、国内で働くのに英語を使う機会も少ない。

一方、法律は業界業種の枠を超えて存在する。法律力は、程度の差こそあれ、すべてのビジネス・パーソンに絶対必要な最低限のスキルであると言っても過言ではない。各種資格試験の多くで、法律科目が必修科目として課されているのもその証左であろう。「会社を転職しても、退職して独立しても、自分自身の一部となって、役に立つスキル」、これこそが法律力なのである。

# Ⅲ. 法律の基本

#### i . 法律の体系

さて、ひとことに法律といっても、その種類は様々である。数ある法律の中でも**基本**六法 (憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法)と呼ばれる法律があるのは承知の通り である。これらの基本六法は、明治維新後に「西欧諸国に対等に扱ってもらうためには、鹿鳴 館で踊ってるだけでは話にならん!西欧的な法典の整備が不可欠だ!」との大号令のもとフラ ンスやドイツの法典を参考に作られたものである。

その後、各分野に特化した法律が制定された。我々の住む家は建築基準法に従って建設され、食事は食品衛生法が関係し、給料から天引きされる税金には所得税法と地方税法が関わっている。毎年法律はその数を増やしているが、基本六法は今なお基本六法であり続けている。極端に言えば、基本六法さえ理解していれば、他の法律にも対応できるのである。逆に言えば、いくら他の法律に詳しくとも、基本六法をマスターしていなければビジネスや実生活で大やけどを負う可能性があるのである。

しかし、基本六法だけをみても4105条 (一番少ない憲法で103条、民法に至っては1044条) もの条文があり、これらをすべて網羅することは不可能に近い。

## ii. すべての法律に共通する「キモ」とは?

数ある法律のなかで重要なのが基本六法であることは述べた。では、基本六法の中で最も重要な法律は何か?つまり、法律の王様は何か?それは間違いなく憲法である(憲98条:最高法規)。そして、さらにその憲法の中で一番偉い条文は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」(憲法13条)である。

単純に考えて頂きたい。すべての法律の中で最も偉い条文がこう述べているのである。つまり言い換えれば、憲法や基本六法のみならず、すべての法律のキモとなるのは「個人の権利は最大限尊重されるべきものであり、各個人は他者の権利を害さない限りいかなることも行う自由を有する」ということである。

#### iii. 最後の決め手はバランス感覚

たとえばあなたが誰かを好きになって、遠くから見つめていたりラブレターを出すくらいなら、ストーカー行為規制法で禁止されることはないであろう。授業が終わってから、わざわざ相手の居る教室の前を通って相手の姿を見ようとしても、文句を言われる筋合いはない。では、毎日、何度も相手の家の前を意味も無くうろついていたらどうだろうか?

- ①あなたに性犯罪の前科があり、相手が一人暮らしの女性
- ②あなたがか弱い女性で、相手が実家暮らしの屈強な男性

上記2つのパターンで、当然結果は変わってくるだろう。相手の人権が侵害される恐れ(要するに、犯罪に結びつく恐れ)が、②よりも①のほうが大きいと世間一般では考えられるからである。このように、様々な要素を斟酌して、あなたの恋の自由(?)と、相手の快適に生活する自由のバランスをとって判断するのが一般的である。

実際、判決を書く裁判官はまずさまざまな利益状況を斟酌し、当事者の利益のバランスを考えて結論を出し、その後で論理的な結論を書くという手順を踏むのがほとんどなのである。

要するに、法律問題で迷ったら「**社会的に受け入れられる常識的な方ほう**」を選んでおくのが無難なのである。

#### くブレイク・刑法編>

少しずつ話がややこしくなってきたので、ここら辺で少し頭を捻ってみて欲しい。

【前提知識】刑199条:人を殺した者は、死刑又は無期懲役若しくは5年以上の懲役に処する。

刑203条:第199条(省略)の罪の未遂は、罰する。

刑210条:過失により人を死亡させた者は、50万円以下の罰金に処する。

【問題】真面目な好青年の小野くんは、自分の恋人だった麻里奈さんを奪ったブラック企業経営 者の清水くんを殺して麻里奈さんを取り戻そうと思い、清水くんと麻里奈さんが歩いてい るときにヤクザから買った拳銃で清水くんを撃った。

ところが弾がそれてしまい、悲劇的なことに麻里奈さんに当たって死んでしまい、小野くんは悲しみに打ちひしがれた。この場合、小野くんの罪状はなにか?

#### 【解答】

この問題は初見だと「清水くんに対する殺人未遂と、麻里奈さんに対する過失致死」と答えが返ってくる場合が多い(そういった学説もあるので、間違いではない)。しかし一般的には、小野くんは麻里奈さんに対する殺人罪で裁かれるのである。

#### 【解説】

刑法199条には「人を殺した者は」とある。「麻里奈さんを殺した者は」とは書かれていないのである。つまり、小野くんは、清水くんという「人を殺そうとして」麻里奈さんという「人を殺してしまった」わけで、「人を殺すつもりで人を殺してしまった」ので、刑法199条が適用されるのである。

#### 【要件と効果】

民法でも同一のことが言えるが、法律には「要件」と「効果」がある。上記の例の場合だと、「人を殺す」という要件があれば、「死刑又は無期懲役若しくは5年以上の懲役に処する」という効果が発生するのである。

## IV. ビジネスと法

#### i. ビジネス面での法律問題は、裁判だけ?

ビジネスと法律、と聞けば、あまりピンとこない人も多いと思う。これは実生活と法律、と言葉を置き換えても同じである。なぜなら最初に述べた通り、「法律は別世界のもの」と捉えている人があまりにも多いからである。「法律問題=裁判沙汰=最終手段」という図式が、いつの間にか出来上がっているのではないだろうか。

しかし、今日この勉強会に来る前にコンビニで買い物をした部員がいるとしたら、その部員は契約書こそないものの、コンビニとの売買契約を結んだ結果、商品を手にしているのである。

#### ii. 契約書の意義

諸君は契約書を目にしたことがあるだろうか。アルバイトをしているのであれば、「雇用契約書」にサインをしているはずである。しかし、上のケースのように、契約書がない契約も世の中には沢山ある。というより、**そもそも契約書はあくまで契約の証明であり、本来は必要ない**のである。不動産の売買であろうと、婚約であろうと、契約書を必ず交わさねばならないという法律は存在しない。あくまで契約書とは、後日トラブルが発生したときに契約を証明するものなのである。

#### iii. 契約自由の原則

契約の原則、それは契約自由の原則と呼ばれる。あくまで原則ではあるが、どのような契約をしても問題はないのである。上記したように、法律のキモは**他者の権利を害しない限りいかなることも行う自由を有すること**であるから、私人間では「他者の権利を侵害しなければ」いかなる契約も効果を発揮する。つまり、不倫契約も、当事者が立派な大人で、大人

同士が自由な意志で契約をし、それを自由な意志で守る分には「お上」は一切口出しできないのである。

ただし、「相手が契約を守らないから損害賠償をよこせ」などと裁判所に申し立てても、そのような契約は「公序良俗に反する無効な契約」という理由で棄却される(民法90条)。

上記の契約書の意義と契約自由の原則を踏まえた上で釘を刺しておきたいことがある。それは「**契約書は全文必ず目を通せ**」ということである。契約は自由に行われ、契約書は自由に交わされる。たしかに、両者の間に勘違い(錯誤)があった場合は契約そのものを無効にできることもあるが、サインされた契約書の取り下げは難しい。

#### iv. 契約書

10年ほど前、誰もコンプライアンスなどという言葉を知らなかった時代に、契約書で泣かされたビジネスマンが数多くいたことをご存知だろうか?

2000年代初頭、ITバブルが絶頂を極めるなか景気は停滞しつづけ、日本経済は大きく揺れ動いていた。そんな中、経営の合理化の為に用いた手段がMBO(マネジメント・バイアウト)である。要は、所謂 "雇われ社長"の会社経営者が新株を発行するなどして筆頭株主となり、会社の所有者となる行為のことである。これは一般的なMBO例だが、下記のようなケースもあった。

金親荘は、千葉に300年続く老舗旅館であるが、あるとき外資系ホテルグループである SHIBUI HOLDINGS. Co., LTD (以下シブイHD) に敵対買収された。金親荘を切り盛りしてきた3代目若旦那、金親くんは金親荘をシブイHDに奪われ、雇われ若旦那となったのである。

2年後、シブイHD総帥、タケト会長が金親くんにこう持ちかける。

「金親くん、もっとグループの上を見てみないか?んっ?」

つまり、金親くんを金親荘から切り離し、シブイHDの外部取締役として招き入れるというのである。一見出世したように思われるが、外部取締役とは早い話が左遷であり、報酬も現在の5分の1以下になってしまう。

これに痺れを切らした金親くんは、シブイHDに辞表を叩き付け、同業者である旅館いがらしに転職することを決意する。経営難に悩む旅館いがらしは、敏腕若旦那の金親くんを社長として招き入れることを約束した。しかし、タケト会長は2年前にシブイHDと金親くんとの間で交わした雇用契約書のある一文を指し示した。

『当グループ各社の役員は、離職後5年間は同業各社への転職をできないものとする。』 金親くん敗北の瞬間である。押せど引けど待つのは地獄。金親くんは最後の手段として、投 資家を募り金親荘を取り戻すべくシブイHDからの独立を企てた。世に言う金親の乱である。

企業買収が白熱した2000年代初頭、このようなケースが確かに存在した。要因はただ一つ、非競業条項(ノン・コンペティション・クローズ)と呼ばれる条項を、契約書締約の時に見落としていたことである。基本的には会社役員などを縛るものであるが、まれにアルバイトや社員にも課される場合があるので注意したい。

労働契約などを結ぶ際、相手を前にしてしっかりと契約書を読み込むのは失礼に当たるのではないか、と感じたり、単純に面倒くさいと感じてしっかりと条項を読まなかった経験は諸君にもあるのではないだろうか。しかし、長々と書かれている文章の中でも、確認すべき事項はそれほど多くはない。契約書や法律条文など、法的拘束力のある文章を読むときに注意すべきは次の4点である。

- ①要件と効果はなにか
- ②当事者は誰か
- ③期間等の数字
- ④責任の所在

これらに注意して読み、わからないところがあればしっかり責任者にその旨伝えるべきである。また、可能であれば専門職のリーガルチェックを入れることが望ましい。

左記の金親の乱の場合だと、

①要件と効果 《要件》〈効果〉

《当グループ各社の役員が離職したら》〈5年間は同業各社への転職をできない〉 文中にはないが、契約の解約についての記載も確認すべきである。

②当事者

金親くんと、親会社であるシブイHDとの代表取締役委任契約

③数字

まず5年間というところ、また、文中には書かれていないが契約締結日、契約施行日、作成枚数なども確認すべきである。

④責任の所在

文中にはないが、契約を破った場合どうなるのか、契約を履行できない事由が発生した場合はどうするのか、などの記載を確認すべきである。

#### くブレイク・刑事訴訟法編>

少しスペースが余ったので、主に男性諸君に有益な条文を解説する。

#### 【何が起きたか】

通勤ラッシュの京王線、高田くんは寝ぼけ眼で吊り輪に揺られていた。明大前まであ と少しというその時、前に立っていた女性が悲鳴を上げた。「この人痴漢です!」 周囲のサラリーマン達に取り押さえられた高田くんは、駅員室に連行された。

#### 【現行犯逮捕】

皆さんもご存知の通り、警察官でなくとも誰でも現行犯逮捕は行える。しかし、実は条件があるのである(刑訴217条)。要約すると、「軽微な犯罪の場合、身分証を提示すれば現行犯逮捕されない」というものである。つまり、身分証を提示したにも関わらず身柄を拘束された場合、相手方の不当逮捕(刑220条)にあたる可能性がある。

#### 【それでも高田はやっていない】

実際には高田くんへの疑いは事実無根である(という前提)。悪用はしないように。

# V. 今後争われるであろう問題

法律はすべての事象に対応できるべく書かれている。それゆえ、制定時との時代背景の違いによって今日では違和感を覚える条文も少なくない。また、見てきたように法律は実生活に密接に関わるものであるから、司法のあり方も今後さらに発展していくことが見込まれる。そこで、最終章では今後争われるであろう事象を幾つかピックアップし、その論点を整理しておく。

#### i. 憲法改正論

現行の日本国憲法は1947年の施行以来、一度も改正されていないことはご存知の通りである。いくら最高法規であっても、繰り返される解釈改憲はむしろその地位を脅かすと言っても過言ではない。現在、頻繁に改正案が持ち出されるものには以下のようなものがある。

①9条および自衛隊 ②新しい人権の明記 ③首相公選制 ④両院制の抜本的改革 また、新しい人権を盛り込むかどうかも長く議論されている。

#### ii. 死刑制度

死刑制度は宗教、哲学および社会感情が複雑に絡むテーマであり、存置派と廃止派とは、古代から現在に至るまで、様々な論点をめぐって対立してきた。死刑執行数が年度や法務大臣によって大きく異なるのはその所為とも言えるだろう。死刑制度がなぜ生まれ、なぜ存続しているのかを知り、感情や理論だけに流されない意見を持つことが求められる。

#### iii. 労働者派遣法の改正

労働スタイルが変化しつつある今日、この法律が及ぼす影響は甚大であるにも関わらず、政権交代のたびに規制の緩和と強化が繰り返されている。日本経済の一端を担う分野であるため、各方面からの意見を集約し、早急な対応が求められる。

#### iv. 著作権法の改正

情報化社会の発展に伴い、メディアの形も大きく変容した。一方で、法整備はいまだ整備段階であり、自らの著作権を侵害されている著作者は泣き寝入りせざるを得ない状況が続いている。政令などを用い、漸進的な対応が求められる。

#### v. 夫婦別姓論

民法750条では、夫婦は夫又は妻の氏を称することを義務づけられている。しかし、女性の権利意識が高まり、社会進出が進んでいる今日、この条文の存在意義が問われる一方で、子の氏をどうするかなどの問題は多い。家族制度は文化に深く根ざしたものであるから、海外で主流だからと安易に輸入することは必ずしも正しいとは限らない。

#### vi. 司法制度改革

1999年以降、司法のさまざまな面に改革のメスが入れられてきた(規制緩和、裁判員裁判制導入も含む)。中でも、法曹に対する改革は抜本的であったが、未だに安定した成果を残しているとは言い難い。増加した弁護士が今後どう対応していくかも予想は立っていない。

## VI. おわりに

高校生の時、世界史の先生が、「宗教改革前のキリスト教は、聖職者たちが自分に都合の良いように聖書を解釈し、ラテン語の読めない農民を尻目に好き勝手やっていた。まぁ、今は法律が同じようなもんだな、胡散臭い弁護士も多いんだよ。」と仰っておられた。

共産主義から抜け出して、ブルジョワに憧れていた当時の私は、「よし、法律を学んでアホな国 民を騙してやろう」と本気で企んでいたものである。そして初めて六法を開いたとき、その難解さ に速攻で転部を考えたが明治大学には転部のシステムが無かった。未だに悪徳弁護士に会ったこ とはないが、明らかにこちらの過失を見込んで作成された契約書を目にしたことはたびたびある

本勉強会は、どこか難しく捉えがちな法律に対するハードルを少しでも下げる目的でお話をさせて頂いた。また、レジュメも出来るだけ平易な表現を用い、口語的な表現を用いたので、後から読み直しても大方理解していただけると思う。最後に、カントの残した言葉で締めさせて頂く。

"法においては、他人の権利を侵害するときは罰せられる。 道義的には、侵害しようと考えるだけで罪である。"

# 参考文献

牛島信『MBO』(幻冬舎文庫、2003年)

加藤一彦『憲法』(法律文化社、2012年)

現代法入門研究所編『現代法入門』(三省堂、2010年)

荘司雅彦『荘司雅彦の法律力養成講座』 (日本実業出版社、2009年)

中嶋博行『罪と罰、だが償いはどこに?』(新潮社、2004年)